

新旧対照表

○ 千葉県道路交通法施行細則

改正案	現行
(運転者の遵守事項) 第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(11)まで(略) (削る。)	(運転者の遵守事項) 第9条 法第71条第6号に規定する車両の運転者が遵守しなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(11)まで(略) <u>(12) 自転車を運転するときは、携帯電話用装置等を手で保持して通話若しくは操作をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</u>